

[資料]

三重県看護系大学防災協議会の活動 (2019年4月~2021年3月)

Activities of the interuniversity committee for disaster preparedness among nursing universities in Mie Prefecture (from April 2019 to March 2021)

清水 真由美¹⁾ 菱沼 典子²⁾ 永見 桂子¹⁾ 出井 隆裕¹⁾ 西出 りつ子³⁾
林 智子³⁾ 小寺 直美⁴⁾ 小笠原 ゆかり⁵⁾ 江口 秀子⁶⁾ 山路 由実子⁶⁾

【要旨】

近年、我が国では全国各地で地震・豪雨などの自然災害が頻発している。災害発生時において、大学は教育研究機関として、教育・研究を継続していくことや地域への支援活動を担うことが期待されており、防災マニュアルや事業継続計画等の策定、地域の関係機関・組織との連携体制の構築は、急務であるといえる。三重県では、2019年に県内の看護学系の教育課程を持つ4大学による三重県看護系大学防災協議会を発足し、災害時に教育継続を相互に支援できる基盤作りを目指し、大学間での情報共有、協力体制の構築を図ることとなった。三重県看護系大学防災協議会の発足の経緯および2019年4月から2021年3月までの活動概要について報告する。

【キーワード】 災害 COVID-19 看護系大学 教育継続支援 三重県

I. はじめに

近年、我が国では全国各地で地震・豪雨といった自然災害が頻発している。政府は、雨の降り方が局地化・集中化・激甚化している状況および大規模噴火がいつでも起こり得る状況を「新たなステージ」と捉え、2015年に「新たなステージに対応した防災・減災のあり方」を公表し、対策を進めている¹⁾。このような状況下、大学においても防災対策を講じることは急務であるといえる。大学は、災害発生時において、学生・教職員の安全確保とともに、近隣住民の一時避難場所や応急避難所として地域への支援活動を担うことが期待されている²⁾。また、教育研究機関としての機能を回復し、教育・研究を継続していくことが求められている³⁾。

しかし、災害発生時の指針となる防災マニュアルや事業継続計画等の策定といった防災対策の取り組みの

度合いは、大学間で異なっており、公立大学・私立大学が国立大学に遅れをとっている⁴⁾。さらに災害発生時は、大学における事業継続計画の策定とその実効性の確保および防災対策推進の観点から、地域の関係機関や組織との連携協力は不可欠である^{2, 5)}。一方で、大学が他の関係機関や組織と連携を図りながら、防災活動を実施する体制の構築は十分ではないことが指摘されている²⁾。

三重県では、2019年に県内の看護学系の教育課程を持つ4大学による三重県看護系大学防災協議会(以降、防災協議会とする)を発足し、災害時に教育継続を相互に支援できる基盤作りを目指し、大学間での情報共有、協力体制の構築を図ることとなった。当初、防災協議会では、自然災害を前提とした協力・支援を想定していた。しかし、我が国では2020年1月15日

受付日: 2022年4月29日 受理日: 2022年10月25日

1) Mayumi SHIMIZU, Keiko NAGAMI, Takahiro DEI: 三重県立看護大学

2) Michiko HISHINUMA: 前三重県立看護大学

3) Ritsuko NISHIDE, Tomoko HAYASHI: 三重大学

4) Naomi KODERA: 四日市看護医療大学

5) Yukari OGASAWARA: 前四日市看護医療大学(現日本福祉大学)

6) Hideko EGUCHI, Yumiko YAMAJI: 鈴鹿医療科学大学

に最初の感染者が確認された新型コロナウイルス感染症（以降、COVID-19とする）の拡大が、大学の教育・研究・経営・地域活動に大きな影響を与えていたことから、COVID-19の流行を「災害」と捉え、防災協議会の活動に組み込むこととした。本稿では、防災協議会の発足の経緯、2019年4月から2021年3月までの活動概要について報告する。

なお、本稿において本協議会の記録を残し、他地域の大学へ情報提供をすることは、防災協議会の総意であり、資料等の使用は承諾を得ている。また、個別大学の情報については、特定できないよう配慮した。

II. 発足までの経緯

2018年12月、三重県立看護大学学長の呼びかけにより、三重大学医学部看護学科長、四日市看護医療大学看護学科長、鈴鹿医療科学大学看護学部長および各大学の災害看護教育に携わる教職員が一堂に会し、第1回災害時対応に関する情報交換会を開催した。各大学の防災に関わる取り組みについて情報交換を行うとともに、2019年4月の防災協議会発足について合意形成がなされた。また、防災協議会の構成員を各大学2名とすることを確認した。

2019年3月に2回目の会合を持ち、防災協議会の目的と取り組みの方針を検討するとともに、年3回程度防災協議会を開催すること、当番大学は1年毎に持ち回りとする、2019年度は三重県立看護大学が当番大学を担当し、次年度の当番大学は今後検討することなどを決定した。

III. 防災協議会の活動概要（表1）

1. 2019年度の活動

2019年度は、三重県立看護大学において3回の防災協議会を開催し、防災協議会の目的、運営方針、規程、連絡体制について協議・決定した。また、各大学の防災体制、災害看護教育、地域との連携に関する情報・意見交換を行った。会議には各大学から委員として任命された教員2名が参加した。委員の経歴・役職は、災害看護教育に携わる教員5名、災害支援経験のある教員1名、看護学科長1名、理事1名であった。当番大学の三重県立看護大学からは、委員2名に加え、本協議会発起人の学長、副事務局長の計4名が参加した。委員名簿を作成し、各大学の窓口担当者、Eメー

ルアドレス、電話番号（代表・直通）を掲載した。

1) 第1回防災協議会（6月18日開催）

防災協議会の目的は、「災害発生等の緊急事態に対して、三重県内に立地する看護系大学が教育的支援による相互支援を円滑に行うとともに、災害時に良質な看護を提供できる人材を育成するための大学間ネットワークを構築すること」とした。

運営方針は、①各大学の災害対策と発災時に提供できる資源（人的・物的等）の確認、②情報共有の機会（防災協議会）の定期的開催、③連絡体制の確認とした。

活動内容は、①各大学の防災体制に関する情報交換と課題の明確化、②災害看護に関する教育内容・方法についての情報交換、③組織的な連絡網の整備、④地域との連携とした。

当番大学が起案した三重県看護系大学防災協議会規程案（以降、規程案とする）については、引き続き検討し、整備していくこととした。

2) 第2回防災協議会（10月1日開催）

規程案を検討し、内容・文言について一部修正することとなった。各大学の防災体制の現状と課題、災害看護に関する教育内容・方法、災害時の学生ボランティアについての情報交換および災害時の教育の相互支援の在り方について意見交換を行った。

各大学の防災体制については、すでに防災マニュアル・事業継続計画を策定している大学から、防災体制構築のためのワーキンググループが設置されて間もない大学と状況はさまざまであった。防災体制の課題としては、「避難訓練は行われているものの形骸化している」、「安否確認システムへの学生の登録・返信率が低い」、「防災体制の構築に教員が関与しにくい状況がある」などが挙げられた。

災害看護教育は、2年後期から4年後期、1単位、必修もしくは選択科目として行われていた。授業は、災害看護の専門教員が不在のため、被災地支援経験のある教員が担当していること、各領域の教員によるオムニバス形式で行っていることが報告された。

教育の相互支援については、カリキュラムの違いなどから、大学間での協力は容易ではないことが確認され、引き続き、災害時の相互支援の方向性や可能性を探っていくこととなった。

表 1 三重県看護系大学防災協議会開催日・協議内容・決定事項

年度		開催日	協議内容・決定事項など
2018	第1回災害時対応情報交換会	12月10日	防災協議会発足の合意
	第2回災害時対応情報交換会	3月18日	防災協議会の目的・方針の検討、当番大学・開催回数の決定
2019	第1回防災協議会	6月18日	目的・運営方針・活動内容の決定、規程案の提示・検討
	第2回防災協議会	10月1日	規程案の検討、防災体制、教育の相互支援、災害看護教育に関する意見交換
	第3回防災協議会	2月21日	規程案の承認、災害発生時の協力体制案・連絡体制案の提示・検討、JANPU 災害フォーラムの趣旨・内容の伝達
2020	情報交換 (Eメール)	4月14日 4月21日	COVID-19 拡大防止に関する各大学の対応に関する情報交換
	第1回防災協議会 (Eメール会議)	6月25日	新委員の紹介、災害時連絡体制の担当者・部署の確認、COVID-19 拡大防止に関する各大学の対応に関する情報交換
	意見交換会 (オンライン)	8月24日	三重県内の病院・保健機関に対する新人研修に関わる依頼文書の差出機関名・送付先・内容の検討
	第2回防災協議会 (オンライン)	10月23日	新人研修に関わる依頼文書の差出機関名・送付先・内容の決定、災害発生時の協力体制案・連絡体制案の承認、次年度以降の当番大学の確認
	第3回防災協議会	2月9日	COVID-19 拡大に関する各大学の対応、各大学の防災体制、組織的な連絡網、地域との連携、防災協議会の今後の展望に関する情報・意見交換、JANPU 災害連携教員 Zoom 会議内容の伝達

3) 第3回防災協議会 (2月21日開催)

第2回防災協議会で検討した規程案が承認され、2020年2月21日から施行することとなった(資料1)。

2019年11月24日に開催された一般社団法人日本看護系大学協議会(以降、JANPUとする)災害支援対策委員会主催の災害フォーラムに参加した委員より、JANPUによる災害時の教育継続支援のための看護系大学間のネットワークづくりなど、災害フォーラムの趣旨・内容が共有された。

災害発生時の協力体制案と連絡体制案について検討を行った。協力体制案と連絡体制案は、すでに災害時の大学間ネットワークが構築され、先進的な取り組みを行っている愛知県看護系大学連絡協議会の「災害時における協力体制フローチャート」、「災害時情報連絡体制」を参考に当番大学が作成した。

愛知県版の協力体制フローチャートでは、「各会員校で安全確保と確認」をとる基準を「地震：震度6以上」としているが、三重県では津波などの被害も鑑みて、当該基準を「震度5強以上」とした。水害・土砂災害の警戒レベルについては、引き続き基準を検討することとした。三重県の看護系大学は4大学のみであるため、当番大学と会員大学が直接連絡を取り合うこと、情報の発信は当番大学のみではなく、被災大学からも当番大学へ発信していくこととし、連絡体制の矢印は双方向とした。連絡窓口担当者は、教員ではなく総務課などの事務職員とし、各大学の事務局の固定電話番号・FAX番号および大学の代表メールなどを掲載すること、災害時に比較的通信が保たれるSNSなどによる連絡手段についても検討し、今後追加していくこととした。また、愛知県版の連絡体制には、愛知

資料1 三重県看護系大学防災協議会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、三重県看護系大学防災協議会（以下「協議会」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 協議会は、災害発生等の緊急事態に対して、三重県内に立地する看護系大学が教育的視点による相互支援を円滑に行うとともに、災害時に良質な看護を提供できる人材を育成するための大学間ネットワークを構築することを目的とする。

(協議事項)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 協議会の運営方針に関する事項
- (2) 協議会の活動内容に関する事項
- (3) 協議会の規程等の整備に関する事項
- (4) その他協議会の目的達成に必要な事項

(組織)

第4条 協議会の委員構成は、別表のとおりとする。

2 前項に定める委員のほか、協議会が必要と認める者を委員として加えることができる。

(任期)

第5条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第6条 協議会に委員長を置き、委員長は、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 委員長に事故のあるときは、委員のうちから互選された者がその職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第8条 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務)

第9条 協議会の事務は、委員長の所属する大学において処理する。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、協議会の運営その他協議会に関し必要な事項は、委員長が協議会に諮って定める。

附 則

この規程は、令和2年2月21日から施行する。

別表（第4条関係）

三重県看護系大学防災協議会委員

所 属	属性	定員
四日市看護医療大学看護学部	教員	2名
鈴鹿医療科学大学看護学部	教員	2名
三重大学医学部看護学科	教員	2名
三重県立看護大学看護学部	教員	2名

県健康福祉課などが組み込まれていたため、三重県の医療保健部に目的等を説明し、協力を依頼することになった。

防災協議会の体制が十分に確立されていないことから、2020年度も引き続き三重県立看護大学が当番大学を担うこととした。また、防災協議会の規程の施行に伴い、三重県立看護大学の委員が防災協議会の委員長を務めることとなった。

2. 2020年度の活動

4月の新学期開始とともにCOVID-19による緊急事態宣言が発令され、講義・演習・臨地実習のすべてにおいて、対応が必要となったため、各大学の状況について、定例の防災協議会に加え、Eメールやオンライン会議ツールにより情報・意見交換を行った。各大学とも4年次の看護総合実習、助産学実習、公衆衛生看護学実習は、臨地での実習が行えず、オンラインや学内での演習を余儀なくされた。また、三重県内の関連団体等に対して、臨地経験の少ない学生が就業した際の新人看護職員研修（以降、新人研修とする）における配慮を申し入れる4大学連名の依頼文書を、11月6日付で当番大学より送付した。

1) Eメールによる情報交換（4月14日、4月21日実施）

三重県立看護大学学長より、「県内4大学の災害ネットワークを活用して、情報を共有する時期に来たかと思う」との提案があった。4月14日に会員大学へEメールを送付し、「学生の出校停止期間」、「前期授業開始時期と方法」、「前期の臨地実習、助産師教育課程・保健師教育課程・専門看護師教育課程の臨地実習の可能性または代替」、「学生への日常生活に関する指導・支援」、「4年生の就職活動での課題」、「健康診断の実施状況」、「教員の勤務形態」、「保健・医療機関への協力の有無」、「4大学で検討すべきこと」についての情報を収集・共有した。提供された情報のうち、4大学で検討すべきこととして提案された「前期の臨地実習を行う上での工夫・質の担保」、「臨地実習が中止となった場合に行う学内演習の工夫点」については、4月21日に再度情報収集を行った。その結果、時期を変更し実習実施の可否を実習施設と調整していること、学生が自宅で取り組める演習プログラムを作成し、Web会議システムを活用した展開を検討していることなど

が共有された。

2) 第1回防災協議会（6月25日実施）

COVID-19の流行状況を考慮して、事前にEメールで意見・情報を聴取し、その結果をEメールで共有する会議形式とした。聴取項目は、「新人研修に関する配慮を依頼することの要否」、「4大学で検討すべきこと」、「4月下旬から6月中旬までの授業・演習（学生の出校停止期間、講義・演習を実施する上での工夫、定期試験）」、「臨地実習の実施状況」、「その他（卒業研究の進め方、国家試験対策、就職活動支援、出校停止解除後の感染防止対策等）」についてである。4大学で検討すべきこととして、「臨地実習変更に伴う情報交換」や「第2波、第3波の際の対応」が挙げられた。また、三重県内の病院や保健機関に対して、4大学合同で新人研修に関する配慮を依頼することについては、合意が得られた。各大学の対応をふまえて県内病院等への依頼文書の内容等を検討するため、8月中旬～9月中旬にオンラインによる意見交換会を実施することとなった。

3) オンライン意見交換会（8月24日開催）

臨地実習に関する情報交換および三重県内の病院等に対する新人研修に関わる依頼文書の内容・送付先等を検討するために、委員以外の教員1名を交えてオンラインによる意見交換会を実施した。

各大学の前期の臨地実習については、看護総合実習、基礎看護学実習、助産学実習、公衆衛生看護学実習が学内実習やオンライン実習となった大学もあった。学生の臨床経験の少なさが懸念され、就職後の新人研修への配慮を病院や保健機関に依頼する必要性が再確認された。

依頼文書の送付先については、まず協会などの団体に新人教育の必要性・重要性を理解してもらうことが重要であることから、病院・保健機関への個別送付ではなく、病院協会、看護協会などの団体に対して、依頼文書を送付することとなった。

4) 第2回防災協議会（10月23日開催）

防災協議会が発足当時想定していたのは、地震、暴風、洪水などの自然災害時における協力体制の構築であった。しかし、2020年度は、防災協議会として

COVID-19に関わる事項の検討・協議に多大な時間や労力をかけてきたことから、自然災害のほかに、COVID-19のような感染症のパンデミックなど、生命・健康への脅威をもたらす事態についても「災害」と捉え、本協議会の活動対象としていくことを改めて確認した。

三重県内の病院協会等に対する新人研修に関わる依頼文書は、タイトルを「令和3年4月入職の新人看護職員の研修に関わるお願い」とし、4年次に予定していた看護学・助産学・公衆衛生看護学の臨地実習で、現場に行けない、実習時間・期間の短縮などから、対人関係の構築や状況に応じた判断、取るべき行動の選択に時間を要すること、実際の患者に看護技術・医療

技術を実施する機会が4年次で得られていないため、例年に増した指導が必要となることなどを含めた。加えて、JANPUが公表した2020年度看護系大学4年生の臨地実習科目（必修）の実施状況調査結果報告書⁶⁾を資料として同封することとした。

依頼文書の差出機関名は、大学名に加え、三重県立看護大学と四日市看護医療大学は学長名、三重大学は医学部看護学科長名、鈴鹿医療科学大学は看護学部長名を明記すること、さらに、事務部門からの働きかけにより、三重県からも別途、新人研修に対する配慮に関わる依頼文書が病院や団体等に送付されることとなった。なお、依頼文書の送付先は、一般社団法人三重県病院協会、三重県精神科病院会、三重県保健所長

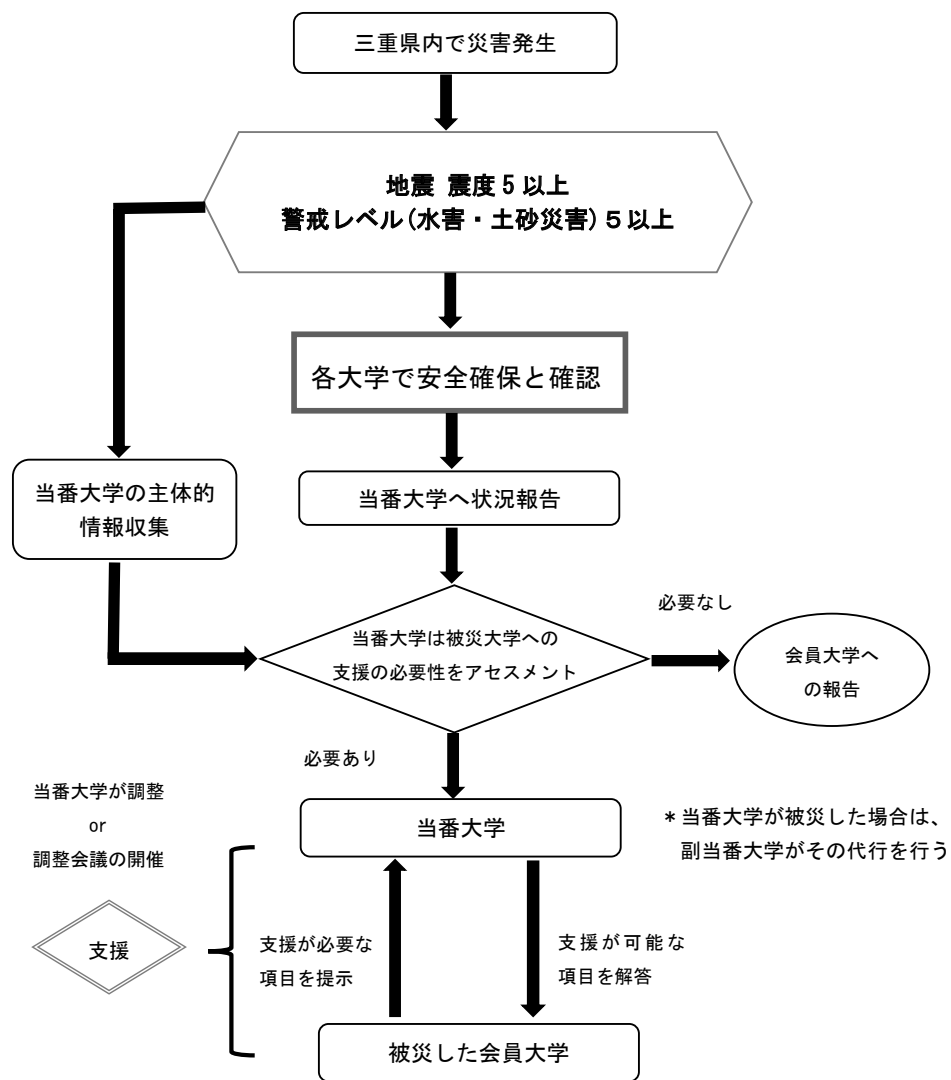


図 1-1 三重県看護系大学 災害発生時の協力体制

2020年10月23日

会、三重県の統括保健師、三重県市町保健師協議会、公益社団法人三重県看護協会、一般社団法人三重県助産師会、一般社団法人三重県訪問看護ステーション協議会とすることで合意を得た。

災害発生時の協力体制案において、当番大学への状況報告を行う基準のうち水害・土砂災害の警戒レベルは、5以上とした。これをもって、災害発生時の協力体制案および連絡体制案が承認された(図1-1, 1-2, 2)。

当番大学は、開学年度の古い順に2年ごと(2019-2020年度：三重県立看護大学、2021-2022年度：三重大学、2023-2024年度：四日市看護医療大学、2025-2026年度：鈴鹿医療科学大学)に担うこととなった。

5) 第3回防災協議会(2月9日開催)

COVID-19拡大に関わる現在の対応、厚生労働省の看護系大学教員・大学院生の医療現場派遣要望への対応、防災体制、新カリキュラムにおける災害看護の教育内容・方法、地域との連携、防災協議会の今後の展望について、情報共有・意見交換を行った。

各大学とも、対面・オンラインによるハイブリットなど、感染状況に合わせて、講義・演習・実習を展開していた。大学内での感染予防における共通課題には、学生同士のソーシャルディスタンスの保持が困難であること、昼食時の黙食が徹底されないことなどが挙げられた。それらの対策として、1学年を4グループに分け演習を実施する、昼食場所を飛沫防止パーテ...

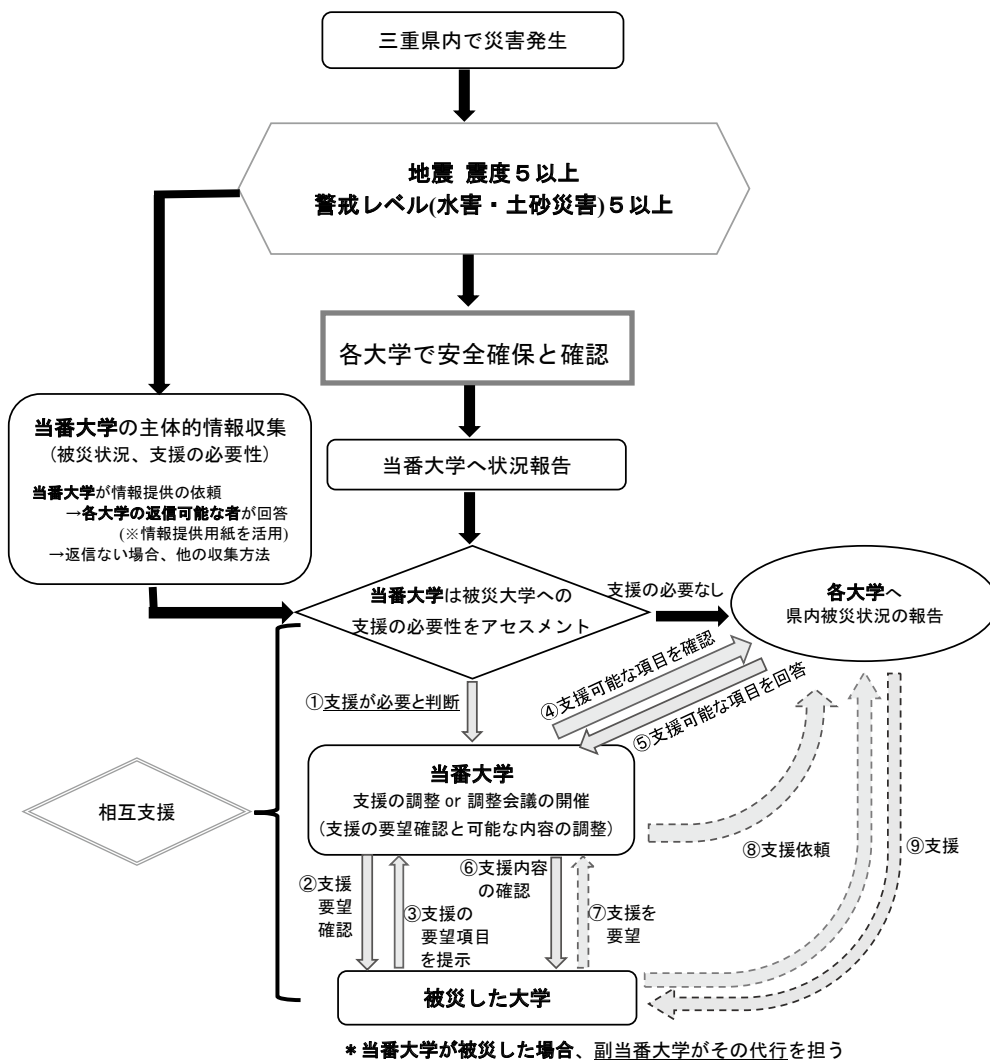


図1-2 三重県看護系大学 災害発生時の協力体制

2021年9月28日

注：2021年度第1回防災協議会において検討・修正した最新の災害発生時の協力体制

ションが設置された食堂などに限定する、昼食時に教職員が巡回する、定期試験期間中は、昼食を大学で摂らせないように学年ごとに試験時間を設定するなどを行っていた。

臨地実習については、突然の実習中止に備えて、2週間単位であった実習を1週間単位で2クール行うというように実習を編成し直す、実習施設より求められる行動制限に対応し学生が年末年始に帰省できるように、年明けの実習開始を1週間遅らせるなどの対策がとられていた。しかし、実習施設によってはナースステーションまで立ち入りが制限されている、実習施設でのクラスター発生により実習が中止となるなど、特に領域別看護学実習では、老年看護・小児看護・母性看護・在宅看護分野において学内実習となった大学が多かった。また、保健師教育課程・助産師教育課程の実習において、臨地実習が全くできず、学内実習と

なった大学もあった。

IV. おわりに

防災協議会は、発足1年目に年3回の会合を持ち、各大学の防災体制、災害看護教育などについての情報共有を行いながら、防災協議会の活動内容について意見を交換し、本会の規程、災害発生時の協力体制・連絡体制の整備を進めていった。発足2年目にはCOVID-19の出現により、防災協議会のネットワークを活用する機会が到来した。Eメールやオンライン会議ツールにより連絡を取り合い、COVID-19により生じるさまざまな課題への対応・対策について情報共有をすることで、各大学が手探りで進めていた対応・対策や、対外的な対応についても大学間で学び合うことができ、自大学に還元することができた。

就職後の新人研修への配慮に関わる依頼文書を4大

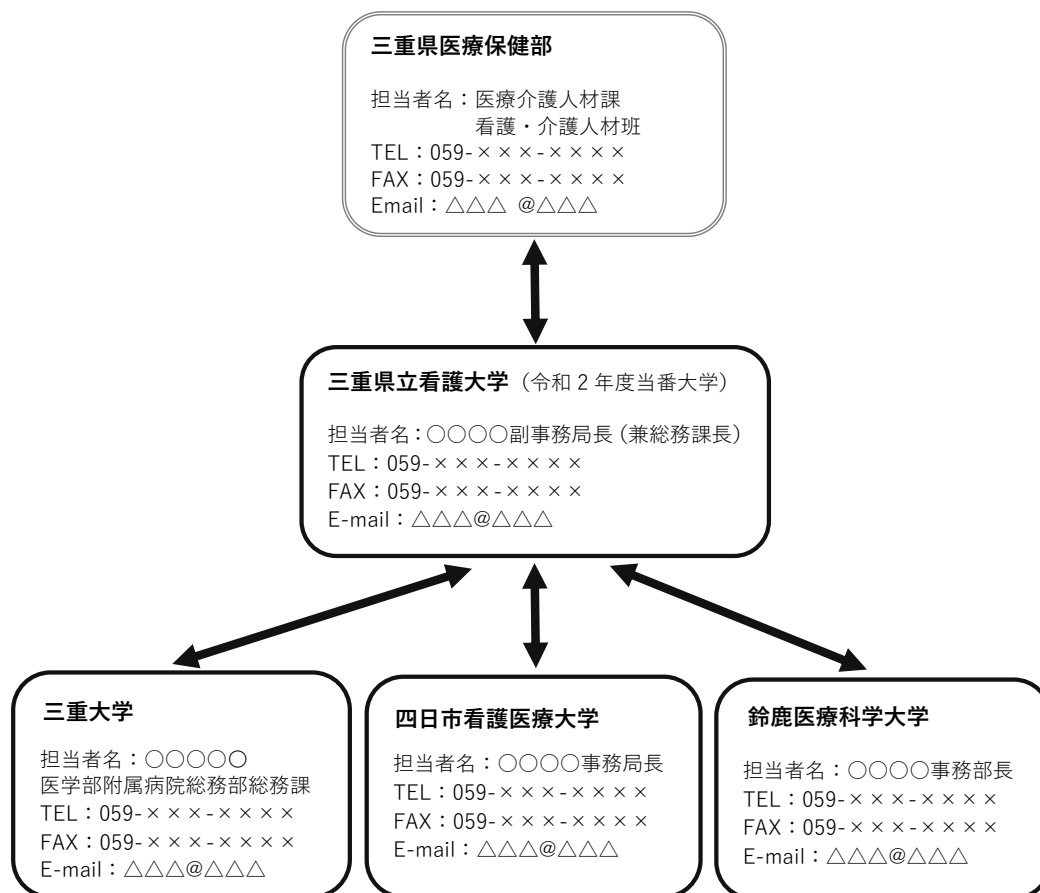


図2 三重県看護系大学防災協議会 災害発生時の連絡体制

2020年10月23日

学の連名で出すことができたのは、防災協議会の会合を通して、顔の見える関係性が構築されていたこと、発足時に各大学の学長・看護学部長・看護学科長が一堂に会し、合意を形成したうえで、各大学にて委員を任命したことから、防災協議会が大学としての正式な活動として位置づけられていたためであったと考える。また、防災協議会の開催に際しては、日程調整に苦慮したが、各大学の委員を2名体制としたことにより必ず1名は出席できたため、全ての会議で4大学参加のもと協議等が行えた。一方で、教務委員会、理事会などに携わる教員が委員に含まれない大学では、防災協議会での決定内容の伝達に苦労したとの発言もあった。したがって、各大学の委員の構成においては、その人数とともに役職についても考慮する必要がある。

防災協議会を通して、各大学の防災体制の整備状況にはばらつきがあることが明らかになった。しかし、「他大学の防災体制の情報を得ることにより、自大学の体制を見直す契機となった」、「防災協議会の決定事項などを学内の関係部署に還元することにより、自大学の防災体制整備の前進につながった」という報告があったことから、防災協議会の活動は、各大学の防災体制の強化にも貢献できたと考える。

三重県の担当部署が災害発生時の連絡体制に組み込まれたこと、三重県から新人研修への配慮に関わる依頼文書が発出されたことは、三重県とのネットワークを有する当番大学の事務部門からの働きかけによるところが大きかった。県立大学が防災協議会発足1、2年目の当番大学を担ったことは、本会の体制を確立する上で有利に働いたといえる。加えて、三重県担当部署との交渉や規程の作成は、事務部門の助力なくしては成し得なかった。そのため、特に当番大学においては、教員だけでなく防災を担当する事務職員を含めた体制づくりが重要となる。

JANPU 災害支援対策委員会では、全国を7つの広域ブロックに分け、その下位の組織として小ブロックを設置し、災害発生時の教育継続支援に向けた情報共有と対応が可能となる支援組織の体制づくりを推進している⁷⁾。三重県は、関西・近畿ブロックに属しているが、4大学と少数ながらも、小ブロックとしての活動を認められた。今後は、JANPUの小ブロックの活動と防災協議会の活動をリンクさせ、また、委員が交代しても「顔の見える関係性」を維持し、有事の際に

は、教育継続支援ができる実効性のある計画の立案や、必要時に協働できる体制づくりに引き続き注力していきたい。

2022年2月6日開催のJANPU災害支援対策委員会企画災害フォーラムにおける発表資料「既存の大学自治体連携—三重県の例—」⁸⁾がJANPUのホームページに掲載され、本協議会の活動について更なる情報がある。

【謝 辞】

三重県版の災害発生時の協力体制・連絡体制の作成にあたり、ご指導・ご助言くださいましたJANPU災害支援対策委員（2019年当時）の船橋香緒里先生に感謝申し上げます。

【文 献】

- 1) 国土交通省：新たなステージに対応した防災・減災のあり方 平成27年1月，2021.8.27, http://www.jma.go.jp/jma/press/1501/20a/20150120_aratana_stage_arikata.pdf
- 2) 宮脇健：大学の防災対策に関する実証研究—高等教育機関へのアンケート調査を基に—，危機管理学研究，4，210-227，2020.
- 3) 南博，村江史年：大規模災害時に大学が市民の避難所等となる際の課題，北九州市立大学地域戦略研究所紀要，第4号，23-51，2019.
- 4) 佐々木哲也：東日本大震災以降の静岡文化芸術大学の防災対策，静岡文化芸術大学研究紀要，19，187-196，2018.
- 5) 鈴木誠：災害時における地域連携BCPの構想と課題，地域経済学研究，36，30-48，2019.
- 6) 一般社団法人日本看護系大学協議会高等教育行政対策委員会：2020年度看護系大学4年生の臨地実習科目（必修）の実施状況調査結果報告書，2022.2.7, <https://doi.org/10.32283/rep.598a3d11>
- 7) 一般社団法人日本看護系大学協議会災害支援対策委員会：2022年2月6日開催JANPU災害支援対策委員会企画災害フォーラム「備災：大学間連携により見えてきたこと」発表資料「各ブロックの連携取り組み状況」，2022.2.6, <https://www.janpu.or.jp/wp/wp-content/uploads/2022/02/>

saigairenkei-7blocks.pdf.

- 8) 西出りつ子 : JANPU 災害支援対策委員会企画 : 災害フォーラム「備災 : 大学間連携により見えてきたこと」
発表資料「既存の大学自治体連携－三重県の例－」,
2022.2.6, <https://www.janpu.or.jp/wp/wp-content/uploads/2022/02/daigakujitaitairenkei-Mie.pdf>